



武産合氣道 誠和会
規約および細則



武産合氣道 誠和会 規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本会の名称は「武産合氣道 誠和会」(以下「本会」という。

第2条 (位置)

本会の位置は「東京都江東区潮見2丁目潮見ビル4階 潮見本部道場」に置く。

第3条 (目的および活動)

本会の目的および活動は以下の通りとする。

- ①本会は合氣道を通して、心身を鍛錬し至誠の人作り、人間形成を目的とする。
- ②本会は武産合氣道誠和会の普及、発展を図る活動をする。

第2章 会員

第4条 (会員資格)

本会の会員は入会の所定手続きを終了後に資格を得ることができる。

第5条 (会費)

- ①会費とは、「細則」で定められた月会費および維持管理費の料金(以下「月会費」)である。
- ②月会費は、前納制とする。
- ③月会費は、道場施設利用や道場稽古出席の有無にかかわらず毎月納入するものとする。
- ④納入された月会費は返金しないものとする。

第3章 入会、退会、休会

第6条 (入会)

入会の手続きは、以下の通りとする。

- ①本会所定の入会申込書に記入し提出する。
- ②「細則」で定められた入会費、月会費(当月分)を納めるものとする。
- ③社会人のスポーツ保険の加入は任意とするが、学生は必ず加入すること。

第7条 (退会)

- ①会員はその申し出により退会ができるものとし、退会する前の月末までに申し出をすること。
- ②退会時に返金はないものとする。

第8条 (休会)

- ①会員はその申し出により休会できるものとし、休会する前の月末までに申し出をすること。
- ②休会時に返金はないものとする。
- ③休会から1年以内に再開の意向がない場合は自動的に退会とする。

第4章 道場の利用

第9条 (責任事項)

会員は自己の責任で道場を利用するものとし、本会は会員の道場利用に際し生じた傷害、盗難等の人的物的事故について一切責任を負わないものとする。

注) 本規約は本会の活動を円滑に進めるため変更する場合がある。

以上



武産合氣道 誠和会 細則

本細則は、武産合氣道 誠和会（以下「本会」）規約の補足、細目、具体的事項等をまとめたものです。

1. 本会の運営

1.1 運営組織

本会の運営は師範会および事務局で行います。

1.2 本会の代表

本会の代表は会主とし、会主は師範会で選任されます。

1.3 師範会

- ①師範会は、師範で構成されます。
- ②本会の最終決定は師範会によるものとします。

1.4 事務局

- ①事務局は、主に事務処理と運営費の管理および稽古指導補助を行うものとします。
- ②事務局員は、指導士と準指導士で構成されます。
- ③事務局内には、師範から任命された局長 1 名、副局長 2 名を置きます。

2. 稽古場所（道場）および稽古日

稽古場所（道場）は以下の通りです。

稽古の日時は前月下旬に掲示する予定表の通りとなります。

①潮見本部道場

所在地：東京都江東区潮見 2 丁目潮見ビル 4 階

②南葛西会館

所在地：東京都江戸川区南葛西 6-8-9 5 階

3. 会員

会員は参加できる稽古の回数で分類されます。

- ①正会員：全ての稽古に参加できます。
- ②日曜会員：週 1 回稽古に参加できます。
- ③有段者は正会員とします。



4. 会費等

4.1 会員別会費

①正会員の会費

	一 般	中学生以下
入 会 金	5,000 円	5,000 円
月 会 費	8,000 円/月	中学生：6,000 円/月 小学生：4,000 円/月
スポーツ保険	1,600 円/年	600 円/年

③日曜会員の会費

	一 般	中学生以下
入 会 金	5,000 円	5,000 円
維持管理費	3,000 円/月	2,500 円/月
スポーツ保険	1,600 円/年	600 円/年

注) スポーツ保険は加入年度によって異なる場合があります。

4.2 スポーツ保険について

- ①「規約」の通り社会人のスポーツ保険の加入は任意としますが、学生は必ず加入してください。
- ②料金徴収時期は入会時と新年度更新前の3月となります。

4.3 その他

- ①道着は、本会指定の武具店で購入します。(10,000 円程度)
- ②日曜会員が週1回以外で稽古する場合の費用は1,000 円/回とします。
- ③日曜会員として週1回本部道場のみ稽古することもできます。
- ④休会中であっても、その会員の再開が容易となるよう、師範および事務局が承認した場合に限り1,000 円/回で稽古ができます。ただし、稽古回数は限定します。
- ⑤行事運営費として500 円/月(学生は除く)を月会費と合わせて徴収します。
- ⑥行事によっては、出席に応じて費用を徴収する場合があります。



5. 昇級昇段

5.1 昇級昇段審査時期

- ①昇級審査は6月と11月の（最終土曜日と日曜日）の2回/年、各道場で行います。
- ②昇段審査は11月の（最終土曜日と日曜日）の1回/年、本部道場で行います。
- ③審査を受ける会員は、審査1ヶ月前に本会所定の申込書に記入し提出してください。

5.2 昇級昇段に係る費用

昇級昇段に係る費用は下表の通りです。

級位および段位	帯の色	審査料	免状料	帯代	袴代
8級	黄色	2,000円	3,000円	2,000円 (参考)	—
7級	橙色	2,000円	3,000円		—
6級	緑色	3,500円	3,500円		—
5級		4,000円	5,000円		—
4級	紫色	4,500円	5,500円		—
3級		5,000円	6,000円		—
2級	茶色	5,500円	6,500円		—
1級		6,000円	7,000円		—
初段	黒色	12,000円	15,000円	免状時に 確認	10,000円 (参考)
弐段		15,000円	30,000円		
参段		20,000円	40,000円		
四段		25,000円	50,000円		
五段	赤白色	推薦	80,000円	—	—

注) 袴については、本会指定の武具店で購入します。



6. 行事について

6.1 主な年間行事

年間の主な行事は以下の通りです。

- 1月：新年会
- 4月：演武会（実施月が変更する場合があります）
- 6月：昇級審査（最終土曜日と日曜日）
- 8月：夏合宿（実施月が変更する場合があります）
- 11月：昇級・昇段審査（最終土曜日と日曜日）
- 12月：納会・総会

6.2 行事運営委員会

- ①行事運営委員会は、本会の行事運営を補助する会です。
- ②運営委員会は、本会員により推薦で選ばれた理事(会長と副会長)と本会員で構成しています。
- ③理事は会長1名、副会長2名で、就任期間は2年となります。総会時に次期理事を決定します。
- ④行事運営費の会計報告は総会時に行ないます。

注) 本細目は本会の活動を円滑に進めるため変更する場合があります。

以上

【付 則】

この規約および細則は2014年5月18日より実施する。

規約：2014年5月18日制定

細則：2014年5月18日制定

